

令和5年度第5回指定管理者選定委員会会議録（要旨）

●開催日時 令和5年11月2日（木） 午前9時50分開会 午前10時30分開会

●開催場所 別館3階特別会議室

●会議録

○委員長 前回の会議において、市立図書館は公募を行った結果、図書館流通センターを選定し、指定期間は3年間ということで決定をしていた。一方、市民会館と体育施設については、関係各所との調整を行って行く中で、3年という指定期間がいかげなものかという意見をいただいたことから、とりわけこの年数の部分について皆さまに検討をお願いしているところ。そのうえで皆さまにお諮りしたいのだが、指定期間を5年から3年、さらには1年半と短縮することを検討してきたそもそもの理由としては、学校をはじめとする公共施設の再編が検討されているので、その方向性が固まり次第、即座に対応できるよう、短めに設定しておくべきだという意図があったものと考えている。

そういうことであれば、当然、図書館流通センター側の了承を得ることが前提とはなるが、市立図書館の指定期間も、市民会館、体育施設の年数と合わせたかたちで検討すべきではないかと思うが、これについては皆さまのご意見、ご質問等を伺っていきたい。また進捗状況の報告もあれば、あわせてお願いしたい。

○生涯学習課長 図書館の件だが、先日10月31日に図書館流通センターの九州支社長と協議を行い、1年半ということで市の方が提案しているとの相談をしたところ、自治体の方針であれば従うと返事をいただいている。ただ当然雇用の関係があるので、1年半後のその後の方針について早めにご連絡いただければということでした。了承を得ている状況。

○委員長 流通センターとしては、我々の方が1年半というのならば仕方がないということだと思っただが、とりあえずは1年半で対応していただけるという話であった。

○委員 1年半になったときに指定管理料はアップされるのか。3年のときに比べたら金額が変わってくるということはあるか。

○生涯学習課長 指定管理料については、当然その第三者委託の部分等があるが、そこについても流通センターの方で何らかに対応できるということでご返事をいただいている。ただやはり雇用の関係、年度の途中で社員を解雇するようなことになるので、その辺はご協議いただけたらと。またその1年半後に再度見積もり等を出させていただければ、継続していただけるのであればということでは伺っている。

○委員 このあいだの委員会の中で3年と決定されたのだが、図書館が1年半に合わせていただけるのであれば、すべてを1年半とした方が良いのではないかと思う。

○委員長 いま一応、流通センター側には本当に申し訳ないのだが、3年ということで公募しておきながらこちらの都合で短縮していただくということについては、金額も含め了承していただいているということだが。

○委員 要するに1年半というのはもう変えられないという結論に至ったのか。そこを協議するという話を議事録等でちょっと確認させていただいたのだが。

○委員長 もう当然、普通に考えると1年半ではなく2年ということになるのだが、はっきり申し上げてこれはもうちょっと。

○委員 前回のときと何が違うのか、おそらく聞く人は聞いてくると思う。そのときはまだ市

立病院であったり中央公民館であったりがまだ営業していた。これが今回もう閉鎖になっているという状況が明らかな違いということで、それに伴いそういったことについても協議しなければ、考えていかなければならないというのが今の状況ということで、前回と違うというのはそういうところ。聞かれたらそういった違いを言うしかないのかなと思う。現場が。

○委員 このあいだ委員から、市長はこのことについてどうかという話をされていたと思うが、そこは市長には何か話をしたのか。

○委員 答えから言うと、この1年半のことについてはご理解いただいている。

○委員 分かりました。

○委員長 今のところ1年半ということだが、それはできないという否定的なご意見があれば。

○委員 否定的というわけではないが、やはりこれでいくと令和7年の10月、9月いっぱいということになると思うが、その10月に間に合わせるためにはなかなか厳しいものがあるのではないかと。例えば2年というようなどころでの調整はやはり難しかったのか。

○委員長 確かに期間が9月末までになるので、当然次の体制を9月議会に上程しなければならないということになるので、次以降を協議する時間がタイトかなというものはある。当然そういうことで2年間ではどうかという協議をしたけれども、もう1年半でいいじゃないかという話になったというのが実際のところ。そういう状況があってということ。

○委員 経過がずっと5年から3年、3年から1年半ということになってきているのだが、それに対し市長もご理解されているということであれば、1年半でいくべきではないかと思う。

○委員長 仮にこの1年半というのが最終決定になると、2年後の話にはなるが、すみやかに方向性が定まるように、我々執行部職員としては、1年半経過後の運営体制をしっかりとくつか事前に検討しておく必要があると思う。

皆さんと同じで1年半はどうかと思っはいるが、こういう方向でいかざるを得ない部分もあるので、もう今回の図書館、市民会館、体育施設等すべて1年6か月という方向で、この選定委員会では結論づけさせていただいてもよろしいか。

○委員 積極的賛成ではないが、そういう状況であればやむを得ないと思う。

○委員長 おそらく皆さん同じお気持ちだと思うが、こういう方向でよろしいか。

○委員 もうひとつ。前回までは市民会館と体育施設を財団が一本で担うということになっていたが、これをバラバラですするという話は前回あったか。今回3本別々にあげることについてはどうなのか。市立図書館、市民会館、体育施設の指定管理者の議案はバラバラの上程になるのだろう。前回までは財団が体育施設の運営を担うというふうになっていたの、ちょっと話が。

○事務局 前回までのところ体育施設については、分けてはいるのだが財団の方が担うというところで3年間、指定管理料が4,800万ということで話をしていたかと思う。

○生涯学習課長 体育施設については、中間市スポーツ協会に担わせるという意見がある。これまで財団と一緒に担って、スポーツ協会については事業部門を再度委託するというところで決定していたのだが、体育施設をスポーツ協会に委ねるというふうな意見があるので、その辺もちょっとご協議いただけたら。

○委員長 もうこれは財団やスポーツ協会との協議は何かしているのか。

○生涯学習課長 財団の方は協議は終わっている。スポーツ協会についても、とりあえずそういう方向性があるということは、話はさせていただいている。

- 委員長 体育施設についてはスポーツ協会という話があるのだが、ただそういうことになる
と、指定管理料も今のままでいいのか。指定管理料についての協議は何かしているか。
- 生涯学習課長 指定管理料については特には協議を行ってないが、これまでどおりの予定額
でまかなっていただけないのではないかと考えている。
- 委員長 そもそも体育施設を財団にという話は、経理等の業務がスポーツ協会には難しいと
いう話だったと思うのだが、仮にスポーツ協会単独での指定管理となった場合に、彼らで解
決できそうか。
- 生涯学習課長 経理については、体協でそういう経理ができる職員を雇うことになると思う。
- 委員 5年前、前回の選定のときに、そういった体協の育成、独り立ち、そういうのも見据
えて指定管理していたという話は、ミズノさんとともにしてきた経緯等あると思うので、そ
ういった点ではお任せできるのかなと。今回の総合会館の動きの中で、今のところ生涯学習
課が保健センターの方に移ってくる状況になるので、そういったご相談事を受けながら運営
していくしかないのかなと思っているところ。
- 委員長 体育施設はスポーツ協会単独であっても対応は不可能ではないということだが。指
定管理料がいま決まっている金額で良いということであれば、協会として職員を増員するこ
とで対応するので可能ということのようだが、いかがか。
これはすぐ結論が出せるのであれば出した方がいいのだが、いったん改めて持ち帰った方が
いいのかなのか。
- 委員 手続き的には、こっちにしますということだけでいいのか。何か他のことをしないで、
いま財団としているところを体協にしますというだけで。
- 生涯学習課長 実際のところ体協が指定管理をやるとなるとかなり厳しい部分もあると思
う。経理部分のみならず。厳しい部分もあると思うが、その理由づけとしては、ミズノと合
同でやって体協を独り立ちさせて体協単独で指定管理するという意見が、前回5年前の委員
会等であっているので、理由づけとしてはそういう理由が立つという気はする。現実的にで
きるかどうかは雇う人材にもよると思うが。
- 委員 体協の方で人を雇う、探すというのであれば、その辺の計画は出してもらわないとい
けないのではないか。
- 生涯学習課長 ただ体協が雇うといっても誰がいくかとかは全くわからないので、その辺は
やはりある程度こちらから人選をするべきではないかと思うのだが。
- 委員長 こういうことが可能かどうかは別にして、前回の会議まではハーモニーと体育施設
いずれも財団ということで、その方向で進んでいけば、おそらく体育施設の部分については
財団の職員が担うという前提だった。例えば、仮にもう職員を踏まえていたのであれば、も
うこういう変わったかたちにするのであれば、いま財団に在籍しているその職員をスポーツ
協会に移籍するということができるのかどうか。逆にただそういうことをしなければ、追加
でスポーツ協会が人員を増やすということであれば、どうしてもコスト的に絶対に高くなっ
てしまう。指定管理はいままでと同じということであれば。
- 委員 実際、体育協会自体がいま何人いらっしゃるのか。過去は協会とミズノグループとで
一緒になってやられていたようだが、では実際何人必要で、いま何人協会にいらっしゃるの
か。現実的にそれが本当に可能なのかどうか心配。
- 委員長 なかなか結論出すのは難しい。何らかの確認事項が必要か。

- 委員 もし体協の方にいま話をして、ある程度やっていけるよとか、向こうの方は受けますよという話が出ているのであれば、もうそのまま体協の方に指定管理してもいいのではないかと思う。
- 委員 私も同意。
- 委員長 ほかに何か課題、スポーツ協会単独にすることによる問題点はないか。特段なければその方向でいいのだが、何か問題点があるのであればその判断が必要。スポーツ協会が単独でいけます、いきますといたら良いか。
- 委員 生涯学習にちょっと確認。一応その話はもう体協の方にもしてあるのか。そして体協もそれは受けるという話なのか。
- 生涯学習課長 受けるという話。
- 委員 向こうはやるつもりということでもいいのか。それならいいと思う。
- 委員長 それは財団側も了承というか、財団としては体育施設までということ踏まえて進んでいたと思うのだが、ここにきて話が違って特段問題はないのか、財団側にとって。
- 生涯学習課長 館長とも話して、これまでどおり財団は財団でやっていくということで返事をいただいているので、大丈夫だろうかと思う。
- 委員長 そうしたらそういう方向で結論とさせていただいてよろしいか。
- 委員 はい。
- 委員長 整理すると、市立図書館、市民会館、体育施設、すべて期間は1年6か月ということ。指定管理者は、市立図書館は公募で決定した図書館流通センター、市民会館は引き続き中間市文化振興財団。体育施設については単独で一般社団法人中間市スポーツ協会という、この会議での結論ということによろしいか。
- 委員 はい。
- 委員長 それでは本件について了承をいただいたことから、今回の結論を受けて12月市議会に議案上程する方向で進めさせていただく。